次の納税者に対し、地方税法第329の1に基づく書類を発送したが、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業者等が不明のため送達できないので、下記のように指定し、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例（昭和39年板橋区条例第47号）第6条の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は東京都板橋区総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月12日

東京都板橋区長　坂本　健

対象書類：令和7年度2月分（特別徴収分）

No	氏名(名称)
1	川口　祐樹（株式会社ｙ’ｓＢ　代表取締役）
2	犬飼　岬（株式会社ＬＬＧ　代表取締役）
	以下余白

※　地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

次の納税者に対し、地方税法第329の1に基づく書類を発送したが、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業者等が不明のため送達できないので、下記のように指定し、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例（昭和39年板橋区条例第47号）第6条の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は東京都板橋区総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月12日

東京都板橋区長　坂本　健

対象書類：令和8年3月分（特別徴収分）

No	氏名(名称)
1	株式会社ケセラセラ
2	株式会社ワンライト・パブリシティ
3	株式会社ＫＨ
4	帝進株式会社
5	ＩＬｉｓｓ　千葉　勇輝
6	株式会社ＶｉｓｉｏＮａｔｅ
7	ＹＡＨＵＩ金融株式会社
8	株式会社ＺｅｒｏＧ
9	株式会社ｙ’ｓＢ
10	株式会社大山内装
	以下余白

※　地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。